

マージン率等の公開資料

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開します。

1. 労働者派遣の実績およびマージン率等

拠点名称	本社
拠点の所在地	東京都千代田区神田東松下町4-1番地1 H10神田804

派遣労働者数	派遣先事業所数	① 労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	② 派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (① - ②) ÷ ①
10	6	40,793 円	25,531 円	37

●マージン率とは

派遣先より当社に支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除した得られた率をマージン率といいます。

●マージンに含まれる費用 ←

社会保険料	健康保険、厚生年金保険料、介護保険料 雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分	
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金（派遣先への請求はできません）	
会社運営経費	健康診断費用	一般健診および生活習慣病予防健診の受診費用
	募集費用	従業員募集にかかる求人媒体費
	就業管理費用	従業員の就業に関する費用
	営業費用	営業及び管理スタッフの人件費及び活動費、事務所費、通信費等
営業利益	労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益	

2. 教育訓練

- ・情報セキュリティ教育
- ・ビジネスマナー教育
- ・ヒューマンスキル研修
- ・IT テクニカル研修

3. その他参考と認められる事項

東京都情報サービス産業健康保険組合の福利厚生施設や、その他のサービスが受けられます。